地域貢献サポートファンドみんみん

本体ファンド運用委員会規程

２００３年　６月２４日
特定非営利活動法人
　せんだい・みやぎＮＰＯセンター理事会承認

（趣旨）
第１条　この規程は、「サポート資源提供システム 資金提供プログラム 地域貢献サポートファンドみんみん　運用規程」第６条、および「同　運用細則」に基づき設置された「地域貢献サポートファンドみんみん　本体ファンド運用委員会」（以下「本体ファンド運用委員会」という）の運営に必要な事項を定めるものとする。

（目的）
第２条　本体ファンド運用委員会は、「地域貢献サポートファンドみんみん　本体ファンド」（以下「本体ファンド」という）の運営について、透明性を確保し、円滑かつ公正な運用を確保することを目的とする。

（構成）
第３条　本体ファンド運用委員会は、以下の各員をもって構成する。
　（１）サポート資源提供システム運営委員の代表
　（２）有識者
２　前項（２）の有識者として、ＮＰＯの個別分野の専門家、地域のＮＰＯ関係者などを加えることができる。
３　本体ファンド運用委員として、本体ファンドに寄付をした者を加えることができる。

（役員）
第４条　本体ファンド運用委員会に、委員長１名、副委員長２名以内の役員を置くことができる。
２　役員は本体ファンド運用委員の中から互選する。

（機能）
第５条　本体ファンド運用委員会は、以下の各点について、協議を行う。
（１）本体ファンドの事業運営に関すること。
（２）本体ファンドの助成対象に関すること。
（３）その他本体ファンド運用委員会が必要と認めること。

（協議事項の尊重）
第６条　本体ファンドの運用に際しては、本体ファンド運用委員会での協議事項が尊重されなければならない。

（委任）
第７条　本規程に定めなきことは、「サポート資源提供システム 資金提供プログラム 地域貢献サポートファンドみんみん 運用規程」に準じた上、本体ファンド運用委員会で別に定める。

附則

１　この規程は、２００３年7月１日より施行する。

（以上）